

■当社が別に定める内容について

規約	条	項	規程内容	別に定める内容
Suzuyo光 契約規約	11	1	品目等の変更	別に定めるところ
	23	2	端末設備の提供	別に定める伝送速度
	23	4	端末設備の提供	別に定めるもの
	23	4	端末設備の提供	別に定める範囲
	26	2	利用中止	別に定める方法
	31	4	利用料金の支払義務	別に定めるところ
	41	2	責任の制限	別に定める方法
Suzuyo光電話 契約規約	3	4	用語の定義	別に定める電気通信事業者
	3	6	用語の定義	別に定めるもの
	23	2	利用中止	別に定める方法
	30	1	契約者回線番号等通知	別に定める通信
	33	4	通信料金の支払義務	別に定めるところ
	40	注	料金等の臨時減免	別に定める方法
	45	1	責任の制限	別に定める協定事業者の電気通信サービス
	45	2	責任の制限	別に定める方法
	52	2	契約者の氏名の通知等	別に定める付加機能
	52	3	契約者の氏名の通知等	別に定める付加機能
	52	3	契約者の氏名の通知等	別に定める番号等
	56	1	番号案内	別に定める協定事業者
	56	2	番号案内	別に定める規定
	57	2	番号情報の提供	別に定める者
	別記4	1	端末設備の提供	別に定めるところ
別記4	2	端末設備の提供	別に定めるところ	
				料金表にその別段の定めがある場合は、その定めに従います。
				(1)基本装置にあたっては、最大概ね1.3Gbit/sまでの伝送速度 (2)増設装置にあたっては、最大概ね300Mbit/sまでの伝送速度
				(1)基本装置にあたっては、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n及びIEEE802.11ac (2)増設装置にあたっては、IEEE802.11b、IEEE802.11g及びIEEE802.11n
				無線方式により符号伝送を行うその一部区間において電波が届く範囲。ただし、電波が届く範囲は、遮蔽物の存在、電波障害、電波干渉及び設置場所の環境等により異なるため、その範囲は、電波が届く範囲であって通信が利用出来る状態(その室内機器による通信が全く利用出来ない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度となる場合を含みます。))でないことをいいます。)であることとします。
				・Suzuyo光契約規約第26条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知を頂いている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
				・過去1年間の実績を把握することが出来る場合は、機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日の初日(初日が確定出来ないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額・上記以外の場合は、把握可能な実績に基づいて当社が以下に定める方法により算出した1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額 ①過去2か月以上の実績を把握することが出来る場合機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日間の実績が把握出来る各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額 ②過去2か月以上の実績を把握することが出来ない場合機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日間の実績が把握出来る期間における1日平均の情報量に応じた加算料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算料のうち低い方の値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額
				原則として、本サービスを全く利用出来ない状態が生じた日間の実績が把握出来る期間における1日当たりの平均加算料(情報量に応じた加算量に限りま)とします。
				Iridium Satellite LLC Thuraya Satellite Telecommunications Company Inmarsat Ltd
				電気通信番号規則第9条第1項1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
				当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知を頂いている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知、もしくは電話又は書面等による通知を行います。
				アナログ方式の自動車・携帯電話(一部を除く)への通信、地域系事業者(一部を除く)の契約者回線への通信、国際通話等
				・過去1年間の実績を把握することが出来る場合は、機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日の初日(初日が確定出来ないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額・上記以外の場合は、把握可能な実績に基づいて当社が以下に定める方法により算出した1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額 ①過去2か月以上の実績を把握することが出来る場合機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日間の実績が把握出来る各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額 ②過去2か月以上の実績を把握することが出来ない場合機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日間の実績が把握出来る期間における1日平均の情報量に応じた加算料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算料のうち低い方の値に、算定出来なかった期間の日数を乗じて得た額
				当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知を頂いている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知、もしくは電話又は書面等による通知を行います。
				・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の中継伝送サービス又は電話サービスに係るものであって、音声利用IP通信網と相互接続事業者(端末系伝送路設備を有するもの)に限りま)の電気通信設備との間を中継するもの。ただし、接続契約者回線等からのPHS通信に係るものを除きます。 ・株式会社エヌ・ティ・ティ エム・イーの音声利用IP通信網サービス向け県間通信サービス。
				原則として、音声利用IP通信網サービスを全く利用出来ない状態が生じた日間の実績が把握出来る期間における1日当たりの平均通信料金とします。
				メッセージ録音機能、着信情報通知機能、ファクシミリ通信蓄積機能
				メッセージ録音機能、着信情報通知機能、ファクシミリ通信蓄積機能
				・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、PHSの番号、地域系事業者の契約者回線番号(一部を除く)等 ・電話サービスの代表番号通知機能、追加番号通知機能、特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の電話番号に替えて通知される番号 ・総合デジタル通信サービスの特定番号通知機能等を利用する発信に係る契約者回線からその契約者回線の契約者回線番号に替えて通知される番号 ・「公衆電話」 ・「非通知」
				西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社 株式会社ケイ・オプティコム 株式会社STNet 中部テレコミュニケーション株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 Coltテクノロジーサービス株式会社 楽天コミュニケーションズ株式会社 株式会社テックロジーネットワークス 株式会社NTTドコモ
				NTT東西の電話サービス契約約款第99条(電話番号案内)から第101条(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)
				NTT西日本と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者
				端末設備貸出サービスに係る利用規約
				端末設備貸出サービスに係る利用規約

リモートサポートサービス 利用規約	33	2 利用に係る契約者の義務	別に定めるもの	<p>1. ソフトによるパーソナルデータ取得の概要 本ソフトは、インストールした契約者のパソコンと、当該端末と同一 LAN 上に接続されたパソコンや周辺機器の名称、疎通状況などを取得し、契約者からお問合せ頂いた際に、オペレータが契約者の利用環境を確認して、よりスムーズなサポートを実現する機能(以下、「本機能」といいます)を有します。 当社は経済産業省が定める『消費者に信頼されるパーソナルデータ活用ビジネスの促進に向け、消費者への情報提供・説明を充実させるための「基準」』(経済産業省発行文書 平成 26 年 3 月 26 日(水))に従い、パーソナルデータの取扱いや利用目的を明確にいたします。本機能が有効化に際して、契約者には当社が以下の目的のために以下のパーソナルデータを取得・利用することに同意頂く必要があります。</p> <p>2. 取得するパーソナルデータ (1) 契約者のパソコンに関するパーソナルデータの取得 本機能が有効化された契約者のパソコンについて、以下に規定するパーソナルデータを取得します。また、パーソナルデータはパソコンの電源 ON 後、定期的な間隔で一日数回取得します。 ・ IP アドレス ・ MAC アドレス ・ ハード情報 ・ コンピュータ名 ・ メーカー名 / モデル名 / 型番 / 機器種別 ・ 電源オン・オフ状態 / エラー情報 / 故障情報等の機器状態 等 ・ ソフトウェア情報 ・ オペレーションシステムに関連する情報 (Windows OS 名、バージョン等) (2) 周辺機器に関するパーソナルデータの取得 本機能が有効化された契約者のパソコンと同一 LAN 上に接続されたパソコン、ルータ機器やプリンタなどの周辺機器について以下に規定するパーソナルデータを取得します。また、パーソナルデータはパソコンの電源 ON 後、定期的な間隔で一日数回取得します。 ・ IP アドレス ・ MAC アドレス ・ パソコン、周辺機器のハード情報 ・ コンピュータ名 ・ メーカー名 / モデル名 / 型番 / 機器種別 ・ 電源オン・オフ状態 / エラー情報 / 故障情報等機器状態 等 ・ パソコンのソフトウェア情報 ・ オペレーションシステムに関連する情報 (Windows OS 名、バージョン等)</p> <p>3. パーソナルデータの利用目的 本ソフトで取得したパーソナルデータは、オペレータが契約者のパソコンや周辺機器の名称、疎通状況などをオペレータ端末で視覚的に把握し、契約者からの申告に対する事象の原因特定と解決に利用します。</p> <p>4. パーソナルデータの取得停止・保存期間 契約者が本サービスを解約した場合、もしくは本ソフトをアンインストールした場合に自動的にパーソナルデータの取得を停止いたします。また、解約日、もしくはアンインストールした日から起算して 61 日目に安全な方法で廃棄・消去します。なお、本サービスを解約、もしくは本ソフトをアンインストールした場合でも問合せ等の対応業務において 60 日以内に限り、必要な範囲でパーソナルデータを利用する場合があります。</p> <p>5. 事業者へ情報の提供 当社は契約者からの問合せ等の対応業務において、必要な範囲で、本サービスの提供に不可欠な、当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。</p> <p>6. 問い合わせ先 本ソフトに関する内容は、本サービスの専用受付番号へお問い合わせください。</p> <p>7. その他 契約者は、第 2 項のパーソナルデータについて、取得を希望しない場合には、本ソフトをアンインストールすることでパーソナルデータの取得を停止することが出来ます。なお、契約者が本ソフトをインストールしない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。</p>
Suzuyo光 テレビ契約規約	3	1 用語の定義	別に定める映像通信網サービス	当社が別に契約する登録一般放送事業者との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービス
	5	1 契約の単位	別に定める登録一般放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・スカパーJSAT 株式会社 ・株式会社タイバーンメディア ・ニューデジタルケーブル株式会社 ・宮城ケーブルテレビ株式会社 ・株式会社飯田ケーブルテレビ ・株式会社愛媛CATV
	17	1 通信の条件	別に定める映像通信網サービス	当社が別に契約する登録一般放送事業者との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービス
	27	注 料金等の臨時減免	別に定める方法	当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知を頂いている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知、もしくは電話又は書面等による通知を行います。
別記4		当社が行う利用契約の解除	当社が別に定める契約者回線等	・スカパーJSAT 株式会社

端末設備貸出サービスに係る利用規約	料金表	機器利用料	当社が別に定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・IEEE802.11a、IEEE802.11b及びIEEE802.11g ・IEEE802.11n、IEEE802.11b及びIEEE802.11g ・IEEE802.11ac、IEEE802.11n、IEEE802.11a、IEEE802.11b及びIEEE802.11g 上記の内、当社が指定するもの。
	料金表	機器利用料	当社が別に定める範囲	無線方式により符号伝送を行うその一部区間において電波が届く範囲。 ただし、電波が届く範囲は、遮蔽物等の存在、電波障害、電波干渉及び設置場所の環境等により異なるため、その範囲は、電波が届く範囲であって通信が利用出来る状態（その宅内機器による通信が全く利用出来ない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度となる場合を含みます。）でないことをいいます。）であることとします。